

「自動運転における損害賠償責任に関する 研究会」における議論について

国土交通省自動車局保障制度参事官室
企画調整官 佐藤典仁

自動運転における損害賠償責任に関する研究会（概要）

1. 検討事項

自動運転における自賠法の損害賠償責任の課題について、迅速な被害者救済の実施、負担の納得感、国際的な議論の状況、関係行政機関における制度面の取組み等に留意して検討を行う。

3. 主な論点

現在の**自賠法**では、**民法の特則として、運行供用者（所有者等）に事実上の無過失責任**を負わせている（免責3要件を立証しなければ責任を負う）が、**自動運転システムによる事故においても本制度を維持することの是非が論点の一つ**。

【免責3要件】

- ・自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと
- ・被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと
- ・自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたこと

2. スケジュール

第1回：平成28年11月2日（水）

- ・自動運転を巡る国内・国際動向について
- ・自賠法における検討事項

第2回：平成29年2月28日（火）

- ・外国における事故時の責任関係のあり方の検討等について
- ・第1回研究会における議論等について

第3回：平成29年4月26日（水）

- ・論点整理

第4回：平成29年9月27日（水）

- ・各論点についての議論等

第5回：平成30年1月26日（金）

- ・研究会報告書(素案)について
※大筋の内容について了承

⇒**今年度中にとりまとめ、公表**

4. 委員等

(委員)

落合 誠一	東京大学名誉教授（座長）
甘利 公人	上智大学法学部教授
窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
古笛 恵子	弁護士
福田 弥夫	日本大学危機管理学部長
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤村 和夫	日本大学法学部教授

(敬称略)

(オブザーバー)

一般社団法人日本損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、損害保険料率算出機構、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、株式会社三菱総合研究所、一般社団法人日本自動車会議所、一般社団法人日本自動車工業会、一般財団法人日本自動車研究所、一般社団法人日本自動車連盟、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁監督局保険課、法務省民事局、経済産業省製造産業局自動車課

※第5回研究会において、以下の内容で概ね了承されており、本年度中に研究会報告書を取りまとめ予定。

①自動運転システム稼働中の事故における自賠法の「運行供用者責任」をどのように考えるか。

⇒ 「従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討する」ことが適当である。

また、求償の実行性確保のための仕組みとして、リコール等に関する情報の活用のほか、

- ・ EDR等の事故原因の解析にも資する装置の設置とその活用のための環境整備
- ・ 保険会社と自動車メーカー等による円滑な求償に向けた協力体制の構築
- ・ 自動運転車の安全性の向上等に資するよう、自動運転中の事故及び自動運転システムの安全性を損なうおそれのある事象の原因調査等を行う体制整備の検討（当該調査結果については求償のための参考情報としても活用可能）

などの選択肢が示され、これらの有効性や具体的内容等については、国土交通省をはじめとする関係省庁・関係団体等が連携して、引き続き検討していくことが重要である。

②ハッキングにより引き起こされた事故の損害（自動車の保有者が運行供用者責任を負わない場合）について、どのように考えるか。

⇒ 自動車の保有者等が必要なセキュリティ対策を講じていない場合等を除き、盗難車による事故と同様に政府保障事業で対応することが適当である。

※第5回研究会において、以下の内容で概ね了承されており、本年度中に研究会報告書を取りまとめ予定。

③自動運転システム稼働中の自損事故について、自賠法の保護の対象（「他人」）をどのように考えるか。

⇒ 現在と同様に自賠法の保護の対象とせず、任意保険（人身傷害保険）等に対応することが適当である。

④「自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」について、どのように考えるか。

⇒ 自動運転車に対応した従来と異なる注意義務として、自動運転システムのソフトウェアやデータ等のアップデートをする等の注意義務を負うことも考えられる。

⑤地図情報やインフラ情報等の外部データの誤謬、通信遮断等により事故が発生した場合、自動車の「構造上の欠陥又は機能の障害」があるといえるか。

⇒ 外部データの誤謬や通信遮断等の事態が発生した際も自動車が安全に運行できるべきであり、かかる安全性を確保することができていない自動運転システムは、「構造上の欠陥又は機能の障害」があるとされる可能性があると考えられる。

【参考：自動車損害賠償保障法】
（自動車損害賠償責任）

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

佐藤典仁(さとう のりひと)

Tel: 03-5253-8577

E-mail: satoh-n2gb@mlit.go.jp

norihito.sato@mhmjapan.com



【現職】

国土交通省自動車局保障制度参事官室 企画調整官

【資格】

2008年 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)

【主な経歴】

2007年 東京大学法学部卒業

2008年 森・濱田松本法律事務所入所

2013年 Northwestern University School of Law (LL.M.),
Kellogg School of Management (Certificate in Business Administration) 卒業

2013年 ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市 Hengeler Mueller法律事務所で執務(～2014年)

2014年 株式会社日立製作所へ出向(～2015年)

2017年 森・濱田松本法律事務所より現職へ出向

【近著】

「自動運転における損害賠償責任に関する研究会の論点整理」(NBL1102号)

「自動運転社会の法制度設計」(共著、ビジネス法務、2017年12月号、2018年1月号)

「米国における自動運転車に関する新たな指針」(共著、NBL1087号)

「ライドシェア・カーシェア規制の論点整理」(共著、NBL1097号)

「ドローン・ビジネスと法規制」(共著、清文社、2017年) ほか